

水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令案 新旧対照条文

○	水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）（第一条関係）	1
○	下水道法施行規則（昭和四十二年建設省令第三十七号）（第二条関係）	10
○	日本下水道事業団法施行規則（昭和四十七年建設省令第二十八号）（第三条関係）	19
○	建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）（第四条関係）	23
○	広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則（平成十九年国土交通省令第七十四号）（第五条関係）	25
○	国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）（第六条関係）	26
○	地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）（第七条関係）	28
○	北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）（第八条関係）	45

改正案	現行
<p>（洪水浸水想定区域の指定）</p> <p>第一条（削る）</p> <p>水防法（以下「法」という。）第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域（以下単に「洪水浸水想定区域」という。）の指定は、同項に規定する想定最大規模降雨（以下単に「想定最大規模降雨」という。）によって堤防その他の施設（以下「堤防等」という。）の決壊又は溢流が想定される地点を相当数選定して行うものとする。</p> <p>2 洪水浸水想定区域の指定に当たっては、堤防等の構造及び管理の状況を勘案するものとする。</p> <p>3 第一項の規定により選定する地点には、当該地点における堤防等の決壊又は溢流により浸水が想定される区域につき、当該区域が相当規模となるもの又は浸水した場合に想定される水深が相当な深さとなるものが含まなければならない。</p> <p>4 第一項の規定により選定された地点における堤防等の決壊又は溢流により浸水が想定される区域が重複するときは、当該区域の全部をあわせた区域を一の区域とするものとする。</p> <p>5 前項の場合において、重複する区域において想定される水深が第一項の規定により選定された地点により異なるときは、最大のものを想定される水深とする。</p> <p>6 洪水浸水想定区域の指定は、想定最大規模降雨により、地上部分の浸水は想定されない地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は</p>	<p>（浸水想定区域の指定）</p> <p>第一条 水防法（以下「法」という。）第十四条第一項に規定する当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨は、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十条の二第二号イに規定する基本高水の設定の前提となる降雨（以下「計画降雨」という。）とする。</p> <p>2 法第十四条第一項に規定する浸水想定区域（以下単に「浸水想定区域」という。）の指定は、計画降雨によって決壊又は溢流が想定される地点を相当数選定して行うものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>3 前項の規定により選定する地点には、当該地点における決壊又は溢流により浸水が想定される区域につき、当該区域が相当規模となるもの又は浸水した場合に想定される水深が相当な深さとなるものが含まなければならない。</p> <p>4 第二項の規定により選定された地点における決壊又は溢流により浸水が想定される区域が重複するときは、当該区域の全部をあわせた区域を一の区域とするものとする。</p> <p>5 前項の場合において、重複する区域において想定される水深が第二項の規定により選定された地点により異なるときは、最大のものを想定される水深とする。</p> <p>（新設）</p>

地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。)をいう。以下同じ。)であつて、当該地下街等と連続する施設から浸水するものの存する区域を含めて行うことができる。

(洪水浸水想定区域の指定の際の明示事項)

第二条 法第十四条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 指定の区域

二 浸水した場合に想定される水深

三 浸水した場合に想定される浸水の継続時間(長時間にわたり浸水するおそれのある場合に限る。以下「浸水継続時間」という。)

四 河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第十条の二第二号イに規定する基本高水の設定の前提となる降雨(第三条第二項において「計画降雨」という。)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

(洪水浸水想定区域等の公表)

第三条 法第十四条第三項の規定による同条第二項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、国土交通大臣にあつては官報により、都道府県知事にあつては当該都道府県の公報又はウェブサイトに他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は都道府県知事の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

2 前項の図面には、洪水浸水想定区域の指定の前提となる降雨が想定最大規模降雨であること(前条第四号に掲げる事項を表示した図面にあつては、当該図面の前提となる降雨が計画降雨であること)を明示しなければならない。

(新設)

(浸水想定区域等の公表)

第二条 法第十四条第三項の規定による浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表は、当該区域及び当該水深を定めた旨について、国土交通大臣にあつては官報により、都道府県知事にあつては当該都道府県の公報又はウェブサイトに他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は都道府県知事の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

2 前項の図面には、浸水想定区域の指定の前提となる降雨が計画降雨であることを明示しなければならない。

(雨水出水浸水想定区域の指定)

第四条 法第十四条の二第一項に規定する雨水出水浸水想定区域（以下単に「雨水出水浸水想定区域」という。）の指定は、下水道から河川その他の公共の水域又は海域（以下この項において「河川等」という。）に雨水を放流する地点における当該河川等の水位の見込み、下水道の配置及び構造の状況等を勘案して行うものとする。

2 第一条第六項の規定は、雨水出水浸水想定区域の指定について準用する。

(雨水出水浸水想定区域の指定の明示事項)

第五条 法第十四条の二第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 指定の区域
- 二 浸水した場合に想定される水深
- 三 浸水継続時間
- 四 主要な地点における一定の時間ごとの水深の変化

(雨水出水浸水想定区域等の公表)

第六条 法第十四条の二第三項の規定による同条第二項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、都道府県又は市町村の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を都道府県知事又は市町村長の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

2 前項の図面には、雨水出水浸水想定区域の指定の前提となる降雨が想定最大規模降雨であることを明示しなければならない。

(高潮浸水想定区域の指定)

第七条 法第十四条の三第一項に規定する高潮浸水想定区域（以下単に「高潮浸水想定区域」という。）の指定は、同項に規定する想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するもの

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

によって堤防等の決壊が想定される当該海岸の全ての区間において堤防等が決壊することを想定して行うものとする。

2| 高潮浸水想定区域の指定に当たっては、堤防等の構造及び管理の状況を勘案するものとする。

3| 前項の場合には、都道府県知事は、堤防等の構造及び管理の状況について、海岸管理者その他の関係のある施設の管理者の意見を聴くものとする。

4| 第一条第六項の規定は、高潮浸水想定区域の指定について準用する。この場合において、同項中「想定最大規模降雨」とあるのは、「想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するもの」と読み替えるものとする。

(高潮浸水想定区域の指定の際の明示事項)

第八条 法第十四条の三第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 指定の区域
- 二 浸水した場合に想定される水深
- 三 浸水継続時間

(高潮浸水想定区域等の公表)

第九条 法第十四条の三第三項の規定による同条第二項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を都道府県知事の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

2| 前項の図面には、高潮浸水想定区域の指定の前提となる高潮が想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものであることを明示しなければならない。

(大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準)

(新設)

(新設)

(大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準)

第十条 法第十五条第一項第四号ハの国土交通省令で定める基準は、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が一万平方メートル以上のものであることとする。

(市町村地域防災計画において定められた事項を住民等に周知させるための必要な措置)

第十一条 法第十五条第三項の住民、滞在者その他の者(以下この条において「住民等」という。)に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。

一 第二条第一号及び第二号、第五条第一号及び第二号並びに第八条第一号及び第二号に掲げる事項を表示した図面に市町村地域防災計画において定められた法第十五条第一項各号に掲げる事項(次のイ又はロに掲げる区域をその区域に含む市町村にあっては、それぞれイ又はロに定める事項を含む。)を記載したもの(電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む。)を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。

イ・ロ (略)

二 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこと。

(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第十二条 法第十五条の二第一項の地下街等の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 地下街等における洪水時等の防災体制に関する事項

第三条 法第十五条第一項第三号ハの国土交通省令で定める基準は、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が一万平方メートル以上のものであることとする。

(市町村地域防災計画において定められた事項を住民に周知させるための必要な措置)

第四条 法第十五条第三項の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。

一 浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を表示した図面に市町村地域防災計画において定められた法第十五条第一項各号に掲げる事項(次のイ又はロに掲げる区域をその区域に含む市町村にあっては、それぞれイ又はロに定める事項を含む。)を記載したものの(電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む。)を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。

イ・ロ (略)

二 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民がその提供を受けることができる状態に置くこと。

(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第五条 法第十五条の二第一項の地下街等(法第十五条第一項第三号イに規定する地下街等をいう。以下同じ。)の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 地下街等における洪水時の防災体制に関する事項

- 二 地下街等の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
- 三 地下街等における洪水時等の浸水の防止のための活動に関する事項

四 地下街等における洪水時等の避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項

五 地下街等における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

六 自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項

イ 法第二条第三項に規定する水防管理者（以下単に「水防管理者」という。）その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項

ロ・ハ（略）

七 前各号に掲げるもののほか、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

2| 地下街等の所有者又は管理者は、雨水出水に係る前項の計画において同項第二号に掲げる事項を定めるときは、当該地下街等の利用者の全てが安全に避難できることを国土交通大臣が定める方法により確認するものとする。

第十三条（略）

第十四条（略）

（地下街等の自衛水防組織の設置に係る報告事項）

第十五条 法第十五条の二第十項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 二 地下街等の利用者の洪水時の避難の誘導に関する事項
- 三 地下街等における洪水時の浸水の防止のための活動に関する事項

四 地下街等における洪水時の避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項

五 地下街等における洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

六 自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項

イ 法第二条第二項に規定する水防管理者（以下単に「水防管理者」という。）その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項

ロ・ハ（略）

七 前各号に掲げるもののほか、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

第六条（略）

第七条（略）

（地下街等の自衛水防組織の設置に係る報告事項）

第八条 法第十五条の二第八項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〇三 (略)

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第十六条 法第十五条の三第一項の要配慮者利用施設(法第十五条第一項第四号ロに規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。)の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項
- 二 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
- 三 要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- 四 要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 五 (略)
- 六 前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

(自衛水防組織に関する規定の要配慮者利用施設についての準用)

第十七条 第十三条及び第十五条の規定は、要配慮者利用施設の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第十五条の二第十項」とあるのは、「第十五条の三第二項」と読み替えるものとする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第十八条 法第十五条の四第一項の大規模工場等(法第十五条第一項第四号ハに規定する大規模工場等をいう。以下同じ。)の洪水時等の浸

一〇三 (略)

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第九条 法第十五条の三第一項の要配慮者利用施設(法第十五条第一項第三号ロに規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。)の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 要配慮者利用施設における洪水時の防災体制に関する事項
- 二 要配慮者利用施設の利用者の洪水時の避難の誘導に関する事項
- 三 要配慮者利用施設における洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- 四 要配慮者利用施設における洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 五 (略)
- 六 前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

(自衛水防組織に関する規定の要配慮者利用施設についての準用)

第十条 第六条及び第八条の規定は、要配慮者利用施設の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第十五条の二第八項」とあるのは、「第十五条の三第二項」と読み替えるものとする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第十一条 法第十五条の四第一項の大規模工場等(法第十五条第一項第三号ハに規定する大規模工場等をいう。以下同じ。)の洪水時の浸水

水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 大規模工場等における洪水時等の防災体制に関する事項
- 二 大規模工場等における洪水時等の浸水の防止のための活動に関する事項

三 大規模工場等における洪水時等の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項

四 大規模工場等における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

(自衛水防組織に関する規定の大規模工場等についての準用)

第十九条 第十三条及び第十五条の規定は、大規模工場等の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第十五条の二第十項」とあるのは、「第十五条の四第二項」と読み替えるものとする。

(氾濫による被害の拡大を防止するための作業)

第二十条 水防法第三十二条第一項第二号の水防活動を定める政令(平成二十三年政令第四百二十八号)第五号の国土交通省令で定める作業は、流水が河川外に流出した場合において、これによる災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために器具又は資材を設置し、水流を制御する作業とする。

第二十一条 (略)

第二十二条 (略)

の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 大規模工場等における洪水時の防災体制に関する事項
- 二 大規模工場等における洪水時の浸水の防止のための活動に関する事項

三 大規模工場等における洪水時の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項

四 大規模工場等における洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

(自衛水防組織に関する規定の大規模工場等についての準用)

第十二条 第六条及び第八条の規定は、大規模工場等の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第十五条の二第八項」とあるのは、「第十五条の四第二項」と読み替えるものとする。

(新設)

第十三条 (略)

第十四条 (略)

改正案	現行
<p>（流域別下水道整備総合計画の作成方法）</p> <p>第一条の二 法第二条の二第二項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による流域別下水道整備総合計画の作成は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 法第二条の二第三項第一号から第五号までに掲げる事項を勘案し、公共用水域の水質の保全に資するための下水道の整備の適切な指針となるよう、同条第二項第一号に掲げる事項を定めること。</p> <p>二（五）（略）</p> <p>（使用開始等の届出）</p> <p>第六条 法第十一条の二第二項（法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第四による届出書によつてしなければならない。</p> <p>2 法第十一条の二第二項（法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第五による届出書によつてしなければならない。</p> <p>（特定施設の設置の届出）</p> <p>第八条 法第十二条の三第二項第七号（法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 法第十二条の三第一項（法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。第十一条において同じ。）の規定による届出は、別記様式第六による届出書によつてしなければならない。</p>	<p>（流域別下水道整備総合計画の作成方法）</p> <p>第一条の二 法第二条の二第二項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による流域別下水道整備総合計画の作成は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 法第二条の二第三項第一号から第四号までに掲げる事項を勘案し、公共用水域の水質の保全に資するための下水道の整備の適切な指針となるよう、同条第二項第一号に掲げる事項を定めること。</p> <p>二（五）（略）</p> <p>（使用開始等の届出）</p> <p>第六条 法第十一条の二第二項（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第四による届出書によつてしなければならない。</p> <p>2 法第十一条の二第二項（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第五による届出書によつてしなければならない。</p> <p>（特定施設の設置の届出）</p> <p>第八条 法第十二条の三第二項第七号（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 法第十二条の三第一項（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。第十一条において同じ。）の規定による届出は、別記様式第六による届出書によつてしなければならない。</p>

3 (略)

(特定施設の使用の届出)

第九条 法第十二条の三第二項及び第三項(法第二十五条の十八第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記様式第七による届出書によつてしなければならない。

2 (略)

(特定施設の構造等の変更の届出)

第十条 法第十二条の四(法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による届出は、別記様式第八による届出書によつてしなければならない。

2 (略)

(氏名の変更等の届出)

第十二条 法第十二条の七(法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、法第十二条の三第一項第一号又は第二号(法第二十五条の十八第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)に掲げる事項の変更に係る場合にあつては別記様式第十による届出書によつて、特定施設の使用の廃止に係る場合にあつては別記様式第十一による届出書によつてしなければならない。

(承継の届出)

第十三条 法第十二条の八第三項(法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記様式第十二による届出書によつてしなければならない。

(水質の測定等)

第十五条 法第十二条の十二(法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)の規定による水質の測定及びその結果の記録は、

3 (略)

(特定施設の使用の届出)

第九条 法第十二条の三第二項及び第三項(法第二十五条の十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記様式第七による届出書によつてしなければならない。

2 (略)

(特定施設の構造等の変更の届出)

第十条 法第十二条の四(法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による届出は、別記様式第八による届出書によつてなければならない。

2 (略)

(氏名の変更等の届出)

第十二条 法第十二条の七(法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、法第十二条の三第一項第一号又は第二号(法第二十五条の十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)に掲げる事項の変更に係る場合にあつては別記様式第十による届出書によつて、特定施設の使用の廃止に係る場合にあつては別記様式第十一による届出書によつてなければならない。

(承継の届出)

第十三条 法第十二条の八第三項(法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記様式第十二による届出書によつてなければならない。

(水質の測定等)

第十五条 法第十二条の十二(法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。)の規定による水質の測定及びその結果の記録は、次

次に定めるところにより行うものとする。

一〇五 (略)

(証明書の様式)

第十六条 法第十三条第二項（法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。）の証明書の様式は、別記様式第十四とする。

(排水設備の設置及び構造に関する事項)

第十七条の二 令第十七条の四第二号イに規定する国土交通省令で定める排水設備の設置及び構造に関する事項は、雨水貯留槽、雨水浸透ます等の性能又は仕様及び数量とする。

(管理協定の基準)

第十七条の三 法第二十五条の五第二項第二号（法第二十五条の八において準用する場合を含む。）に規定する国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 協定雨水貯留施設の管理の方法に関する事項は、協定雨水貯留施設の維持修繕その他協定雨水貯留施設の適切な管理に必要な事項について定めること。

二 管理協定の有効期間は、五年以上五十年以下とすること。

三 管理協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものでないこと。

(管理協定の縦覧に係る公告)

第十七条の四 法第二十五条の六第一項（法第二十五条の八において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、都道府県又は市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一 管理協定の名称

二 協定雨水貯留施設の名称（その属する施設がある場合は、その属

に定めるところにより行うものとする。

一〇五 (略)

(証明書の様式)

第十六条 法第十三条第二項（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）の証明書の様式は、別記様式第十四とする。

(新設)

(新設)

(新設)

する施設の名称及び協定雨水貯留施設の部分)

三 管理協定の有効期間

四 管理協定の縦覧場所

(管理協定の締結等の公示)

第十七条の五 前条の規定は、法第二十五条の七（法第二十五条の八において準用する場合を含む。）の規定による公示について準用する。

(流域下水道に係る事業計画の届出)

第十七条の六 都道府県である流域下水道管理者は、法第二十五条の十一第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画を届け出ようとするときは、届出書に事業計画を記載した書類（事業計画の変更を届け出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類）を添付し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

(流域下水道に係る事業計画の記載方法等)

第十八条 法第二十五条の十二に規定する事業計画は、別記様式第十五の事業計画書並びに次に掲げる書類及び図面により明らかにしなければならない。

一 五 (略)

(流域下水道の供用又は処理開始の通知事項)

第十九条 法第二十五条の十四に規定する国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 三 (略)

(権限の委任)

第二十三条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、第一号に掲げるものは地方整備局長に、第二号から第七号までに掲げるものは地方整

(新設)

(流域下水道に係る事業計画の届出)

第十七条の二 都道府県である流域下水道管理者は、法第二十五条の三第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画を届け出ようとするときは、届出書に事業計画を記載した書類（事業計画の変更を届け出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類）を添付し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

(流域下水道に係る事業計画の記載方法等)

第十八条 法第二十五条の四に規定する事業計画は、別記様式第十五の事業計画書並びに次に掲げる書類及び図面により明らかにしなければならない。

一 五 (略)

(流域下水道の供用又は処理開始の通知事項)

第十九条 法第二十五条の六に規定する国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 三 (略)

(権限の委任)

第二十三条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、第一号に掲げるものは地方整備局長に、第二号から第七号までに掲げるものは地方整

備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第六号及び第七号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一～三 (略)

四 法第二十五条の十一第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により事業計画について協議し、及び同条第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により環境大臣の意見を聴くこと。

五 法第二十五条の十一第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による届出を受理し、及び同条第六項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により環境大臣に通知すること。

六・七 (略)

様式第一(第一条関係)
(表紙)

流域別下水道整備総合計画書

備考

用紙は、日本工業規格A4を標準とし、以下の各表において同様とすること。

- (第1表) 下水道の整備に関する基本方針
- (イ) 整備の目標
- (ロ) 整備計画年度 平成〇〇年度より〇〇年度まで
- (ハ) 都市別整備方針

都市名	予定処理 区の名称	合流式・分 流式の別	計画処理 人口(単 位千人)	計画下水 量(単位立 方メー トル)	摘要
-----	--------------	---------------	----------------------	-----------------------------	----

備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第六号及び第七号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一～三 (略)

四 法第二十五条の三第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により事業計画について協議し、及び同条第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により環境大臣の意見を聴くこと。

五 法第二十五条の三第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による届出を受理し、及び同条第六項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により環境大臣に通知すること。

六・七 (略)

様式第一(第一条関係)
(表紙)

流域別下水道整備総合計画書

備考

用紙は、日本工業規格A4を標準とし、以下の各表において同様とすること。

- (第1表) 下水道の整備に関する基本方針
- (イ) 整備の目標
- (ロ) 整備計画年度 平成〇〇年度より〇〇年度まで
- (ハ) 都市別整備方針

都市名	予定処理 区の名称	合流式・分 流式の別	計画処理 人口(単 位千人)	計画下水 量(単位立 方メー トル)	下水道の 整備事業 の実施順	摘要
-----	--------------	---------------	----------------------	-----------------------------	----------------------	----

--	--	--	--

備考

「位置」の欄は、市町村名を記載すること。

(第3表) 処理施設

名称	位置	予定処理区 の名称	処理方法	処理能力 (単立 方メー トル/日)	削減目標 量(単位 キログ ラム/日)	削減方法		放流先 の名称 及び 位置	摘要
						当該終末 処理場 において 削減さ れる 放流水 の窒素 含有量 又は リン含 有量 (単位 キログ ラム/ 日)	削減目標 量の 一部に 相当す るもの として 他の 終末 処理 場にお いて 削減さ れる 放流水 の窒素 含有量 又は リン含 有量 (単位 キログ ラム/ 日)		

備考

- 1 「位置」の欄は、市町村名を記載すること。
- 2 「処理方法」の欄は、令第5条の5第1項第2号の表の下欄に掲げる方法その他の下水を処理する方法の名称を記載すること。
- 3 「削減目標量」及び「削減方法」の欄は、令第2条の2に規定する要件に該当する公共の水域又は海域について定められる場合に記

(第2表) 処理施設

名称	位置	予定処理区 の名称	処理方法	処理能力 (単立 方メー トル/日)	削減目標 量(単位 キログ ラム/日)	削減方法		放流先 の名称 及び 位置	摘要
						当該終末 処理場 において 削減さ れる 放流水 の窒素 含有量 又は リン含 有量 (単位 キログ ラム/ 日)	削減目標 量の 一部に 相当す るもの として 他の 終末 処理 場にお いて 削減さ れる 放流水 の窒素 含有量 又は リン含 有量 (単位 キログ ラム/ 日)		

備考

- 1 「位置」の欄は、市町村名を記載すること。
- 2 「処理方法」の欄は、令第5条の5第1項第2号の表の下欄に掲げる方法その他の下水を処理する方法の名称を記載すること。
- 3 「削減目標量」及び「削減方法」の欄は、令第2条の2に規定する要件に該当する公共の水域又は海域について定められる場合に記

載すること。

4 法第2条の2第4項の規定による申出があつた場合は、同条第5項に規定する事項を別表に記載すること。

5 「放流先の名称及び位置」の欄は、放流先の名称については河川等の名称を記載し、放流先の位置については左右岸の別及び水質基点、主要な支川合流点又は主要な取水点との上下流関係を明らかにして記載すること。

6 「摘要」の欄は、計画下水量並びに整備計画年度の最終年次における放流水の予定水質（計画処理水質）及び処理施設において処理すべき下水の予定水質（計画流入水質）を記載すること。季節に応じ、計画処理水質を変更する場合には、整備計画年度の最終年次ににおける季節別の放流水の予定水質（季節別処理水質）をも記載すること。

(別表)

法第2条の2第4項の規定による申出に係る高度処理終末処理場				左欄の申出に同意した他の地方公共団体が管理する特定終末処理場			
名称	当該高度処理終末処理場を管理する地方公共団体の名称	当該申出に係る放流水の含有量は又は有機質含有量は	当該高度処理場の設置、構築、修繕、維持その他の管理に要する費用	名称	当該特定終末処理場を管理する地方公共団体の名称	削減目標の一部に相当するものとして左欄の申出に係る高度処理終末処理場において削減される放流水の	当該高度処理場の設置、構築、修繕、維持その他の管理に要する費用のうち、当該他の地
摘要				摘要			

載すること。

4 法第2条の2第4項の規定による申出があつた場合は、同条第5項に規定する事項を別表に記載すること。

5 「放流先の名称及び位置」の欄は、放流先の名称については河川等の名称を記載し、放流先の位置については左右岸の別及び水質基点、主要な支川合流点又は主要な取水点との上下流関係を明らかにして記載すること。

6 「摘要」の欄は、計画下水量並びに整備計画年度の最終年次における放流水の予定水質（計画処理水質）及び処理施設において処理すべき下水の予定水質（計画流入水質）を記載すること。

(別表)

法第2条の2第4項の規定による申出に係る高度処理終末処理場				左欄の申出に同意した他の地方公共団体が管理する特定終末処理場			
名称	当該高度処理終末処理場を管理する地方公共団体の名称	当該申出に係る放流水の含有量は又は有機質含有量は	当該高度処理場の設置、構築、修繕、維持その他の管理に要する費用	名称	当該特定終末処理場を管理する地方公共団体の名称	削減目標の一部に相当するものとして左欄の申出に係る高度処理終末処理場において削減される放流水の	当該高度処理場の設置、構築、修繕、維持その他の管理に要する費用のうち、当該他の地
摘要				摘要			

称	方公共団 体が負担 する額（百 万円）	窒素含有 量又は燐 含有量（キ ログラム ／日）	称	方公共団 体が負担 する額（百 万円）	窒素含有 量又は燐 含有量（キ ログラム ／日）	称	方公共団 体が負担 する額（百 万円）	窒素含有 量又は燐 含有量（キ ログラム ／日）

(第3表) 中期的な整備方針

(イ) 中期整備計画年度 平成〇〇年度より〇〇年度まで

(ロ) 処理施設別中期整備方針

都市名	予定処理区 の名称	処理施設 の名称	中期的な整備の目標	下水道の整 備事業の実 施順位

称	方公共団 体が負担 する額（百 万円）	窒素含有 量又は燐 含有量（キ ログラム ／日）	称	方公共団 体が負担 する額（百 万円）	窒素含有 量又は燐 含有量（キ ログラム ／日）	称	方公共団 体が負担 する額（百 万円）	窒素含有 量又は燐 含有量（キ ログラム ／日）

(新設)

改正案	現行
<p>（業務方法書の記載事項）</p> <p>第一条 日本下水道事業団法（以下「法」という。）<u>第二十八条第一項</u>の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 法第二十六条第一項第一号及び第二号に規定する建設に関する事項</p> <p>二 法第二十六条第一項第三号に規定する特定下水道工事に関する事項</p> <p>三 法第二十六条第一項第四号に規定する設計、監督管理及び維持管理に関する事項</p> <p>四 法第二十六条第一項第五号に規定する維持又は修繕に関する工事に<u>関する事項</u></p> <p>五 法第二十六条第一項第六号に規定する技術的援助に関する事項</p> <p>六 法第二十六条第一項第七号に規定する養成及び訓練並びに技術検定に関する事項</p> <p>七 法第二十六条第一項第八号に規定する研究、調査及び試験並びに普及に関する事項</p> <p>八 法第二十六条第一項第十号に規定する建設及び技術的援助に関する事項</p> <p>九（略）</p> <p>（特定下水道工事の公告）</p> <p>第二条 法第三十条第四項の規定による公告は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。</p> <p>一 特定下水道の種類及び名称</p> <p>二 工事の区域又は区間</p>	<p>（業務方法書の記載事項）</p> <p>第一条 日本下水道事業団法（以下「法」という。）<u>第二十七条第一項</u>の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 法第二十六条第一項第一号に規定する建設に関する事項</p> <p>二 法第二十六条第一項第二号に規定する設計、監督管理及び維持管理に関する事項</p> <p>三 法第二十六条第一項第三号に規定する技術的援助に関する事項</p> <p>四 法第二十六条第一項第四号に規定する養成及び訓練並びに技術検定に関する事項</p> <p>五 法第二十六条第一項第五号に規定する研究、調査及び試験並びに普及に関する事項</p> <p>六 法第二十六条第一項第七号に規定する建設及び技術的援助に関する事項</p> <p>七（略）</p> <p>（新設）</p>

三 工事の種類

四 工事の開始の日

2 前項の規定は、法第三十条第五項の規定による公告について準用する。この場合において、前項第四号中「開始」とあるのは、「完了」と読み替えるものとする。

第三条 (略)

(経理区分)

第四条 事業団は、次に掲げるところにより経理を区分して整理しなければならない。

一 法第二十六条第一項第一号から第六号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務並びに同項第十号に掲げる業務に係る経理

二 (略)

2 (略)

第五条 第八号 (略)

(収入支出予算)

第九条 毎事業年度における事業団の全ての収入及び支出は、収入支出予算に計上しなければならない。

2 (略)

(予算の添付書類)

第十条 事業団は、法第三十八条の規定により予算について国土交通大臣の認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。ただし、予算について変更の認可を受けようとするときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

一 三 (略)

第二条 (略)

(経理区分)

第三条 事業団は、次に掲げるところにより経理を区分して整理しなければならない。

一 法第二十六条第一項第一号から第三号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務並びに同項第七号に掲げる業務に係る経理

二 (略)

2 (略)

第三条の二 第五条 (略)

(収入支出予算)

第六条 毎事業年度における事業団のすべての収入及び支出は、収入支出予算に計上しなければならない。

2 (略)

(予算の添付書類)

第七条 事業団は、法第三十条の規定により予算について国土交通大臣の認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。ただし、予算について変更の認可を受けようとするときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

一 三 (略)

第十一条 (略)

(債務を負担する行為)

第十二条 事業団は、支出予算の金額の範囲内におけるもののほか、法第二十六条第一項に規定する業務を行うため必要があるときは、毎事業年度、予算をもつて国土交通大臣の認可を受けた金額の範囲内において、翌年度以降にわたる債務を負担することができる。

(予算の流用等)

第十三条 事業団は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、予算の実施上適當かつ必要であるときは、第六条第二項の規定による区分にかかわらず、相互流用することができる。

2・3 (略)

第十四条 (略)

(決算報告書)

第十五条 法第三十九条第二項の決算報告書は、収入支出決算書及び債務に関する計算書とする。

2 前項の決算報告書には、第八条の規定により予算総則に規定した事項に係る予算の実施の結果を示さなければならない。

第十六条・第十七条 (略)

(借入金の認可)

第十八条 事業団は、法第四十二条第一項の規定により長期借入金又は短期借入金の借入れの認可を受けようとするときは、借入れの日の二十日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

第八条 (略)

(債務を負担する行為)

第九条 事業団は、支出予算の金額の範囲内におけるもののほか、法第二十六条第一項に規定する業務を行なうため必要があるときは、毎事業年度、予算をもつて国土交通大臣の認可を受けた金額の範囲内において、翌年度以降にわたる債務を負担することができる。

(予算の流用等)

第十条 事業団は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、予算の実施上適當かつ必要であるときは、第六条第二項の規定による区分にかかわらず、彼此流用することができる。

2・3 (略)

第十一条 (略)

(決算報告書)

第十二条 法第三十一条第二項の決算報告書は、収入支出決算書及び債務に関する計算書とする。

2 前項の決算報告書には、第五条の規定により予算総則に規定した事項に係る予算の実施の結果を示さなければならない。

第十三条・第十四条 (略)

(借入金の認可)

第十五条 事業団は、法第三十四条第一項の規定により長期借入金又は短期借入金の借入れの認可を受けようとするときは、借入れの日の二十日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一〇七 (略)

2 前項の規定は、事業団が法第四十二条第二項ただし書の規定により借換えの認可を受けようとする場合に準用する。

(重要な財産)

第十九条 法第四十六条の国土交通省令で定める重要な財産は、土地及び建物並びに国土交通大臣が指定するその他の財産とする。

(重要な財産の処分等の認可の申請)

第二十条 事業団は、法第四十六条の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を国土交通大臣に提出しなければならない。

一〇四 (略)

第二十一条 (略)

(不動産登記規則の準用)

第二十二条 不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第四十三条第一項第四号(同規則第五十一条第八項、第六十五条第九項、第六十八条第十項及び第七十条第七項において準用する場合を含む。)、第六十三条の二第一項及び第三項、第六十四条第一項第一号及び第四号並びに第百八十二条第四項の規定については、事業団を地方公共団体とみなして、これらの規定を準用する。

一〇七 (略)

2 前項の規定は、事業団が法第三十四条第二項ただし書の規定により借換えの認可を受けようとする場合に準用する。

(重要な財産)

第十六条 法第三十九条の国土交通省令で定める重要な財産は、土地及び建物並びに国土交通大臣が指定するその他の財産とする。

(重要な財産の処分等の認可の申請)

第十七条 事業団は、法第三十九条の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を国土交通大臣に提出しなければならない。

一〇四 (略)

第十八条 (略)

(新設)

改 正 案

現 行

		(確認申請書の様式)	
		第一条の三 (略)	
		2・3 (略)	
		4 法第六条第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。	
		一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）。	
		イ・ロ (略)	
		ハ 申請に係る建築物の計画に含まれる建築設備が次の(1)及び(2)に掲げる建築設備である場合にあつては、それぞれ当該(1)及び(2)に定める図書及び書類	
		一、 次の表一の各項の(イ)欄に掲げる建築設備 当該各項の(ロ)欄に掲げる図書	
		二、四 (2) (略)	
		二、四 (略)	
(略)	(イ)	(略)	(ロ)
(略)	(略)	図書の種類	明示すべき事項
(略)	(略)	(略)	(略)

		(確認申請書の様式)	
		第一条の三 (略)	
		2・3 (略)	
		4 法第六条第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。	
		一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）。	
		イ・ロ (略)	
		ハ 申請に係る建築物の計画に含まれる建築設備が次の(1)及び(2)に掲げる建築設備である場合にあつては、それぞれ当該(1)及び(2)に定める図書及び書類	
		一、 次の表一の各項の(イ)欄に掲げる建築設備 当該各項の(ロ)欄に掲げる図書	
		二、四 (2) (略)	
		二、四 (略)	
(略)	(イ)	(略)	(ロ)
(略)	(略)	図書の種類	明示すべき事項
(略)	(略)	(略)	(略)

二.
(略)

<p>(十九)</p>	<p>特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第八条の規定が適用される排水設備</p>	<p>(略)</p>	<p>特定都市河川浸水被害対策法第八条の条 例の規定に適合することの 確認に必要な 図書</p>	<p>(十六) (十七) (十八)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(十五)</p>	<p>下水道法第二十五条の規定が適用される排水設備</p>	<p>配置図</p>	<p>下水道法第二十五条の二に規定する排水設備（以下この項において単に「排水設備」という。）の配置</p>
-------------	--	------------	--	-------------------------------	------------	------------	------------	-------------	-------------------------------	------------	---

二.
(略)

<p>(十八)</p>	<p>特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第八条の規定が適用される排水設備</p>	<p>(略)</p>	<p>特定都市河川浸水被害対策法第八条の条 例で定められた制限に適合することの 確認に必要な 図書</p>	<p>(十五) (十七)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
-------------	--	------------	---	----------------------	------------	------------	------------	-------------	-------------	-------------	-------------

5
～
11

(略)

5
～
11

(略)

○ 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則（平成十九年国土交通省令第七十四号）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（広域的地域活性化基盤整備計画が適合すべき拠点施設関連基盤施設整備事業に関する方針又は計画）</p> <p>第七条 法第五条第三項第五項第四項の国土交通省令で定める拠点施設関連基盤施設整備事業に関する方針又は計画は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条の二に規定する流域別下水道整備総合計画並びに同法第四条第一項及び第二十五条の十一第一項の認可に係る事業計画</p> <p>四・五 （略）</p>	<p>（広域的地域活性化基盤整備計画が適合すべき拠点施設関連基盤施設整備事業に関する方針又は計画）</p> <p>第七条 法第五条第三項第五項第四項の国土交通省令で定める拠点施設関連基盤施設整備事業に関する方針又は計画は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条の二に規定する流域別下水道整備総合計画並びに同法第四条第一項及び第二十五条の三第一項の認可に係る事業計画</p> <p>四・五 （略）</p>

改正案	現行
<p>（河川保全企画室、流水管理室及び水防企画室並びに河川環境保全調整官、水防企画官及び水防調整官）</p> <p>第六十条（略）</p> <p>2 河川保全企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 洪水予報、洪水特別警戒水位及び水防警戒に関する事。</p> <p>3～5（略）</p> <p>6 水防企画室は、水防に関する事務（水政課並びに河川保全企画室、水防企画官及び水防調整官並びに下水道部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。</p> <p>7・8（略）</p> <p>9 水防企画官は、命を受けて、水防に関する事務（水政課及び下水道部の所掌に属するものを除く。）で水防活動の円滑な実施の確保に関する重要事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。</p> <p>10 水防調整官は、命を受けて、水防に関する事務（水政課及び下水道部の所掌に属するものを除く。）で水防に係る組織に対する支援に関する特定事項についての調整及び指導に関する事務をつかさどる。</p> <p>（流域下水道計画調整官）</p> <p>第六十二条の六（略）</p> <p>2 流域下水道計画調整官は、流域管理官のつかさどる職務のうち流域別下水道整備総合計画に係るもの、特定都市河川浸水被害対策法の施行に関する事務のうち下水道に係るもの及び雨水出水浸水想定区域に係るものを助ける。</p>	<p>（河川保全企画室、流水管理室及び水防企画室並びに河川環境保全調整官、水防企画官及び水防調整官）</p> <p>第六十条（略）</p> <p>2 河川保全企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 洪水予報、特別警戒水位及び水防警戒に関する事。</p> <p>3～5（略）</p> <p>6 水防企画室は、水防に関する事務（水政課並びに河川保全企画室、水防企画官及び水防調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。</p> <p>7・8（略）</p> <p>9 水防企画官は、命を受けて、水防に関する事務（水政課の所掌に属するものを除く。）で水防活動の円滑な実施の確保に関する重要事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。</p> <p>10 水防調整官は、命を受けて、水防に関する事務（水政課の所掌に属するものを除く。）で水防に係る組織に対する支援に関する特定事項についての調整及び指導に関する事務をつかさどる。</p> <p>（流域下水道計画調整官）</p> <p>第六十二条の六（略）</p> <p>2 流域下水道計画調整官は、流域管理官のつかさどる職務のうち流域別下水道整備総合計画に係るもの及び特定都市河川浸水被害対策法の施行に関する事務のうち下水道に係るものを助ける。</p>



改正案	現行
<p>（建設部の所掌事務）</p> <p>第七条 建設部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四十（略）</p> <p>四十一 雨水出水浸水想定区域に関する事。</p> <p>四十二 四十七（略）</p> <p>（河川部の所掌事務）</p> <p>第八条 河川部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三十三（略）</p> <p>三十四 洪水予報、水防警報その他水防に関する事（建設部の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>三十五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（都市・住宅整備課の所掌事務）</p> <p>第八十四条 都市・住宅整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十八（略）</p> <p>十九 雨水出水浸水想定区域に関する事。</p> <p>二十 二十五（略）</p> <p>（都市整備課の所掌事務）</p> <p>第八十五条 都市整備課は、前条第四号から第二十号まで（第五号、第七号（防災街区整備事業に関するものを除く。）及び第十七号にあつては、住宅整備課の所掌に属するものを除く。）に掲げる事務並びに防災街区整備事業（都市計画において定められた防災都市施設の整備</p>	<p>（建設部の所掌事務）</p> <p>第七条 建設部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四十（略）</p> <p>四十一 四十六（略）</p> <p>（河川部の所掌事務）</p> <p>第八条 河川部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三十三（略）</p> <p>三十四 洪水予報、水防警報その他水防に関する事。</p> <p>三十五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（都市・住宅整備課の所掌事務）</p> <p>第八十四条 都市・住宅整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十八（略）</p> <p>十九 二十四（略）</p> <p>（都市整備課の所掌事務）</p> <p>第八十五条 都市整備課は、前条第四号から第十九号まで（第五号、第七号（防災街区整備事業に関するものを除く。）及び第十七号にあつては、住宅整備課の所掌に属するものを除く。）に掲げる事務並びに防災街区整備事業（都市計画において定められた防災都市施設の整備</p>

を伴うものに限る。)の助成及び監督に関する事務をつかさどる。

(住宅整備課の所掌事務)

第八十六条 住宅整備課は、第八十四条第一号から第三号まで、第七号(個人施行者、市街地再開発組合、防災街区計画整備組合及び地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業(都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うものを除く。)に関するもの並びに防災街区整備事業に関するもの(都市整備課の所掌に属するものを除く。)に限る。)、第十七号(建築士に係る措置に関するものに限る。)
(並びに第二十一号及び第二十二号から第二十五号まで(関東地方整備局及び近畿地方整備局にあつては、建築安全課の所掌に属するものを除く。))に掲げる事務をつかさどる。

2 (略)

(地域河川課の所掌事務)

第九十条 地域河川課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一六 (略)

七 高潮浸水想定区域及び津波浸水想定に関すること。

(水災害予報センターの所掌事務)

第九十四条 水災害予報センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一 洪水予報、水防警報その他水防に関すること(建設部及び地域河川課の所掌に属するものを除く。)

二 (略)

別表第五(第十一条、第三百三十条及び第四百四十条関係)

所属 地方 整備	名称	位置	管轄区域	所掌事務
----------------	----	----	------	------

を伴うものに限る。)の助成及び監督に関する事務をつかさどる。

(住宅整備課の所掌事務)

第八十六条 住宅整備課は、第八十四条第一号から第三号まで、第七号(個人施行者、市街地再開発組合、防災街区計画整備組合及び地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業(都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うものを除く。)に関するもの並びに防災街区整備事業に関するもの(都市整備課の所掌に属するものを除く。)に限る。)、第十七号(建築士に係る措置に関するものに限る。)
(並びに第二十号及び第二十一号から第二十四号まで(関東地方整備局及び近畿地方整備局にあつては、建築安全課の所掌に属するものを除く。))に掲げる事務をつかさどる。

2 (略)

(地域河川課の所掌事務)

第九十条 地域河川課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一六 (略)

七 海岸に係る水防に関すること。

(水災害予報センターの所掌事務)

第九十四条 水災害予報センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一 洪水予報、水防警報その他水防に関すること(地域河川課の所掌に属するものを除く。)

二 (略)

別表第五(第十一条、第三百三十条及び第四百四十条関係)

所属 地方 整備	名称	位置	管轄区域	所掌事務
----------------	----	----	------	------

(略)		江戸川 河川事 務所	(略)		渡良瀬 川河川 事務所	(略)	務所
(略)		野田市	(略)		足利市	(略)	
(略)	(略)	北千葉導水路(流山 市大字駒木字駒木橋 上百五十九番一から 同市野々下字後田六 百三十二番の六の八 木南橋までの区間) 、利根運河、江戸川 、坂川、中川及び綾 瀬川(荒川下流河川 事務所の管轄区域を 除く。)	(略)	(略)	渡良瀬川(栃木市藤 岡町字山合五千八百 八十三番地先の東武 鉄道鉄橋から上流)	(略)	、北浦、横利根川及 び霞ヶ浦
(略)	(略)	改良工事、維持修繕その 他の管理、洪水予報、洪 水特別警戒水位及び水防 警報	(略)	(略)	改良工事、維持修繕その 他の管理、洪水予報、洪 水特別警戒水位及び水防 警報	(略)	水特別警戒水位及び水防 警報

(略)		江戸川 河川事 務所	(略)		渡良瀬 川河川 事務所	(略)	務所
(略)		野田市	(略)		足利市	(略)	
(略)	(略)	北千葉導水路(流山 市大字駒木字駒木橋 上百五十九番一から 同市野々下字後田六 百三十二番の六の八 木南橋までの区間) 、利根運河、江戸川 、坂川、中川及び綾 瀬川(荒川下流河川 事務所の管轄区域を 除く。)	(略)	(略)	渡良瀬川(栃木市藤 岡町字山合五千八百 八十三番地先の東武 鉄道鉄橋から上流)	(略)	、北浦、横利根川及 び霞ヶ浦
(略)	(略)	改良工事、維持修繕その 他の管理、洪水予報、特 別警戒水位及び水防警報	(略)	(略)	改良工事、維持修繕その 他の管理、洪水予報、特 別警戒水位及び水防警報	(略)	別警戒水位及び水防警報

北陸地方整備局		北陸地方整備局	
(略)	阿賀野川事務所	(略)	甲府河川国道事務所
(略)	新潟市	(略)	甲府市
(略)	阿賀野川下流(新潟県境から下流)	(略)	富士川
(略)	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、洪水特別警戒水位及び水防警報	(略)	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、洪水特別警戒水位及び水防警報
(略)		(略)	京浜河川事務所
(略)		(略)	横浜市
(略)		(略)	多摩川、鶴見川及び相模川(相模川水系)広域ダム管理事務所の管轄区域を除く。
(略)		(略)	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、洪水特別警戒水位及び水防警報

北陸地方整備局		北陸地方整備局	
(略)	阿賀野川事務所	(略)	甲府河川国道事務所
(略)	新潟市	(略)	甲府市
(略)	阿賀野川下流(新潟県境から下流)	(略)	富士川
(略)	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、特別警戒水位及び水防警報	(略)	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、特別警戒水位及び水防警報
(略)		(略)	京浜河川事務所
(略)		(略)	横浜市
(略)		(略)	多摩川、鶴見川及び相模川(相模川水系)広域ダム管理事務所の管轄区域を除く。
(略)		(略)	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、特別警戒水位及び水防警報

中部地方整備局									
所	木曾川 上流河 川事務	(略)	(略)	千曲川 河川事 務所	(略)	阿賀川 河川事 務所	(略)	富山河 川国道 事務所	富山市
	岐阜市	(略)	(略)	長野市		会津若 松市	(略)	常願寺川、神通川、 庄川(利賀ダム工事 事務所の管轄区域を 除く。)及び小矢部 川	富山市
	木曾川上流(左岸 稲沢市祖父江町地 先/右岸 羽島市桑 原町中小藪字川並九	(略)	(略)	信濃川上流(大町ダ ム管理所の管轄区域 を除く。)	(略)	阿賀野川上流	(略)	改良工事、維持修繕その 他の管理、洪水予報、洪 水特別警戒水位及び水防 警報	富山市
	改良工事、維持修繕その 他の管理、洪水予報、洪 水特別警戒水位及び水防 警報	(略)	(略)	改良工事、維持修繕その 他の管理、洪水予報、洪 水特別警戒水位及び水防 警報	(略)	改良工事、維持修繕その 他の管理、洪水予報、洪 水特別警戒水位及び水防 警報	(略)	改良工事、維持修繕その 他の管理、洪水予報、洪 水特別警戒水位及び水防 警報	富山市

中部地方整備局									
所	木曾川 上流河 川事務	(略)	(略)	千曲川 河川事 務所	(略)	阿賀川 河川事 務所	(略)	富山河 川国道 事務所	富山市
	岐阜市	(略)	(略)	長野市		会津若 松市	(略)	常願寺川、神通川、 庄川(利賀ダム工事 事務所の管轄区域を 除く。)及び小矢部 川	富山市
	木曾川上流(左岸 稲沢市祖父江町地 先/右岸 羽島市桑 原町中小藪字川並九	(略)	(略)	信濃川上流(大町ダ ム管理所の管轄区域 を除く。)	(略)	阿賀野川上流	(略)	改良工事、維持修繕その 他の管理、洪水予報、特 別警戒水位及び水防警報	富山市
	改良工事、維持修繕その 他の管理、洪水予報、特 別警戒水位及び水防警報	(略)	(略)	改良工事、維持修繕その 他の管理、洪水予報、特 別警戒水位及び水防警報	(略)	改良工事、維持修繕その 他の管理、洪水予報、特 別警戒水位及び水防警報	(略)	改良工事、維持修繕その 他の管理、洪水予報、特 別警戒水位及び水防警報	富山市

事務所	浜松河川国道		沼津河川国道	(略)		
	浜松市		沼津市	(略)		
	菊川及び天竜川下流 (静岡県境から下流)	(略)	狩野川	(略)	(略)	百六十六番地先／から上流)のうち、新丸山ダム工事事務所及び丸山ダム管理所の管轄区域を除く区間、揖斐川上流(岐阜県養老郡養老町地先から上流)及び長良川上流(左岸羽島市桑原町中小藪字川並九百六十六番地先／右岸 岐阜県安八郡輪之内町地先／から上流)
警報	水特別警戒水位及び水防	(略)	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、洪水特別警戒水位及び水防警報	(略)	(略)	

事務所	浜松河川国道		沼津河川国道	(略)		
	浜松市		沼津市	(略)		
	菊川及び天竜川下流 (静岡県境から下流)	(略)	狩野川	(略)	(略)	百六十六番地先／から上流)のうち、新丸山ダム工事事務所及び丸山ダム管理所の管轄区域を除く区間、揖斐川上流(岐阜県養老郡養老町地先から上流)及び長良川上流(左岸羽島市桑原町中小藪字川並九百六十六番地先／右岸 岐阜県安八郡輪之内町地先／から上流)
	別警戒水位及び水防警報	(略)	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、特別警戒水位及び水防警報	(略)	(略)	

上流河	天竜川	(略)	三重河	(略)	庄内川	(略)	所	静岡河	
市	駒ヶ根	(略)	津市	(略)	名古屋市	(略)		静岡市	
総合開発工事事務所	天竜川上流(三峰川)	(略)	鈴鹿川、雲出川、櫛田川(蓮ダム管理所の管轄区域を除く。)	(略)	庄内川	(略)	(略)	安倍川及び大井川(長島ダム管理所の管轄区域を除く。)	(略)
他の管理、洪水予報、洪水	改良工事、維持修繕その	(略)	水特別警戒水位及び水防警報	(略)	改良工事、維持修繕その	(略)	水特別警戒水位及び水防警報	他の管理、洪水予報、洪水	(略)

上流河	天竜川	(略)	三重河	(略)	庄内川	(略)	所	静岡河	
市	駒ヶ根	(略)	津市	(略)	名古屋市	(略)		静岡市	
総合開発工事事務所	天竜川上流(三峰川)	(略)	鈴鹿川、雲出川、櫛田川(蓮ダム管理所の管轄区域を除く。)	(略)	庄内川	(略)	(略)	安倍川及び大井川(長島ダム管理所の管轄区域を除く。)	(略)
他の管理、洪水予報、特	改良工事、維持修繕その	(略)	別警戒水位及び水防警報	(略)	改良工事、維持修繕その	(略)	別警戒水位及び水防警報	他の管理、洪水予報、特	(略)

		近畿地方整備局			
(略)	大和川河川事務所	(略)	琵琶湖河川事務所	(略)	川事務所
(略)	藤井寺市	(略)	大津市	(略)	
(略)	大和川	(略)	淀川上流（滋賀県境から上流）のうち、大戸川ダム工事事務所の管轄区域を除く区間	(略)	及び天竜川ダム統合管理事務所の管轄区域を除く。）
(略)	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、洪水特別警戒水位及び水防警報	(略)	改良工事、維持修繕その他の管理（淀川ダム統合管理事務所の所掌に属するものを除く。）、洪水予報、洪水特別警戒水位及び水防警報	(略)	水特別警戒水位及び水防警報

		近畿地方整備局			
(略)	大和川河川事務所	(略)	琵琶湖河川事務所	(略)	川事務所
(略)	藤井寺市	(略)	大津市	(略)	
(略)	大和川	(略)	淀川上流（滋賀県境から上流）のうち、大戸川ダム工事事務所の管轄区域を除く区間	(略)	及び天竜川ダム統合管理事務所の管轄区域を除く。）
(略)	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、特別警戒水位及び水防警報	(略)	改良工事、維持修繕その他の管理（淀川ダム統合管理事務所の所掌に属するものを除く。）、洪水予報、特別警戒水位及び水防警報	(略)	別警戒水位及び水防警報

紀南河川国道事務所	田辺市	和歌山河川国道事務所	(略)	豊岡河川国道事務所	姫路河川国道事務所
熊野川(紀の川ダム統括管理事務所の管轄区域を除く。)	(略)	紀の川(紀の川ダム統括管理事務所の管轄区域を除く。)	(略)	円山川	加古川及び揖保川
改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、洪水特別警戒水位及び水防警報	(略)	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、洪水特別警戒水位及び水防警報	(略)	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、洪水特別警戒水位及び水防警報	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、洪水特別警戒水位及び水防警報

紀南河川国道事務所	田辺市	和歌山河川国道事務所	(略)	豊岡河川国道事務所	姫路河川国道事務所
熊野川(紀の川ダム統括管理事務所の管轄区域を除く。)	(略)	紀の川(紀の川ダム統括管理事務所の管轄区域を除く。)	(略)	円山川	加古川及び揖保川
改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、特別警戒水位及び水防警報	(略)	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、特別警戒水位及び水防警報	(略)	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、特別警戒水位及び水防警報	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、特別警戒水位及び水防警報

		中国		地方		整備		局	
所	出雲河川事務	鳥取河川国道事務所	倉吉河川国道事務所	(略)	浜田河川国道事務所	(略)	出雲市	(略)	(略)
	出雲市	鳥取市	倉吉市	(略)	浜田市	(略)		(略)	(略)
	斐伊川	千代川	天神川	(略)	江の川下流(島根県境から下流)及び高津川	(略)		(略)	(略)
警報	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、洪水特別警戒水位及び水防警報	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、洪水特別警戒水位及び水防警報	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、洪水特別警戒水位及び水防警報	(略)	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、洪水特別警戒水位及び水防警報	(略)		(略)	(略)

		中国		地方		整備		局	
所	出雲河川事務	鳥取河川国道事務所	倉吉河川国道事務所	(略)	浜田河川国道事務所	(略)	出雲市	(略)	(略)
	出雲市	鳥取市	倉吉市	(略)	浜田市	(略)		(略)	(略)
	斐伊川	千代川	天神川	(略)	江の川下流(島根県境から下流)及び高津川	(略)		(略)	(略)
警報	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、特別警戒水位及び水防警報	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、特別警戒水位及び水防警報	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、特別警戒水位及び水防警報	(略)	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、特別警戒水位及び水防警報	(略)		(略)	(略)

四 国 地 方 局				四 国 地 方 局			
川 国 道	松 山 河 道	務 所	河 川 事 務 所	務 所	河 川 事 務 所	務 所	河 川 事 務 所
(略)	(略)	那賀川	阿南市	(略)	(略)	太田川	広島市
重信川	(略)	那賀川	(略)	吉野川(吉野川ダム 統括管理事務所の管 轄区域を除く。)	(略)	太田川(温井ダム管 理所の管轄区域を除 く。)及び小瀬川(弥 栄ダム管理所の管 轄区域を除く。)	(略)
改良工事、維持修繕その 他の管理、洪水予報、洪 水特別警戒水位及び水防 警報	(略)	改良工事、維持修繕その 他の管理、洪水予報、洪 水特別警戒水位及び水防 警報	(略)	改良工事、維持修繕その 他の管理、洪水予報、洪 水特別警戒水位及び水防 警報	(略)	改良工事、維持修繕その 他の管理、洪水予報、洪 水特別警戒水位及び水防 警報	(略)

四 国 地 方 局				四 国 地 方 局			
川 国 道	松 山 河 道	務 所	河 川 事 務 所	務 所	河 川 事 務 所	務 所	河 川 事 務 所
(略)	(略)	那賀川	阿南市	(略)	(略)	太田川	広島市
重信川	(略)	那賀川	(略)	吉野川(吉野川ダム 統括管理事務所の管 轄区域を除く。)	(略)	太田川(温井ダム管 理所の管轄区域を除 く。)及び小瀬川(弥 栄ダム管理所の管 轄区域を除く。)	(略)
改良工事、維持修繕その 他の管理、洪水予報、特 別警戒水位及び水防警報	(略)	改良工事、維持修繕その 他の管理、洪水予報、特 別警戒水位及び水防警報	(略)	改良工事、維持修繕その 他の管理、洪水予報、特 別警戒水位及び水防警報	(略)	改良工事、維持修繕その 他の管理、洪水予報、特 別警戒水位及び水防警報	(略)

九州地方整備局	筑後川河川事務所	久留米市	嘉瀬川	筑後川、矢部川及び	(略)	(略)	中村河川国道事務所	(略)	大洲河川国道事務所	事務所	事務所
					(略)	(略)	四万十市	(略)	大洲市		
					(略)	(略)	渡川(中筋川総合開発工事事務所の管轄区域を除く。)	(略)	肱川(山鳥坂ダム工事事務所及び野村ダム管理所の管轄区域を除く。)	(略)	
				改良工事、維持修繕その他の管理(筑後川ダム統合管理事務所の所掌に属するものを除く。)、洪水予報、洪水特別警戒水位及び水防警戒水位	(略)	(略)	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、洪水特別警戒水位及び水防警戒	(略)	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、洪水特別警戒水位及び水防警戒	(略)	水特別警戒水位及び水防警戒

九州地方整備局	筑後川河川事務所	久留米市	嘉瀬川	筑後川、矢部川及び	(略)	(略)	中村河川国道事務所	(略)	大洲河川国道事務所	事務所	事務所
					(略)	(略)	四万十市	(略)	大洲市		
					(略)	(略)	渡川(中筋川総合開発工事事務所の管轄区域を除く。)	(略)	肱川(山鳥坂ダム工事事務所及び野村ダム管理所の管轄区域を除く。)	(略)	
				改良工事、維持修繕その他の管理(筑後川ダム統合管理事務所の所掌に属するものを除く。)、洪水予報、特別警戒水位及び水防警戒	(略)	(略)	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、特別警戒水位及び水防警戒	(略)	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、特別警戒水位及び水防警戒	(略)	別警戒水位及び水防警戒

務所	河川事	菊池川	(略)		長崎河川国道事務所	(略)		武雄河川事務所	(略)	遠賀河川事務所	
		山鹿市	(略)		長崎市	(略)		武雄市	(略)	直方市	
		菊池川	(略)	(略)	本明川	(略)	(略)	松浦川及び六角川	(略)	遠賀川	(略)
		改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、洪水特別警戒水位及び水防	(略)	(略)	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、洪水特別警戒水位及び水防警報	(略)	(略)	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、洪水特別警戒水位及び水防警報	(略)	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、洪水特別警戒水位及び水防警報	(略)

務所	河川事	菊池川	(略)		長崎河川国道事務所	(略)		武雄河川事務所	(略)	遠賀河川事務所	
		山鹿市	(略)		長崎市	(略)		武雄市	(略)	直方市	
		菊池川	(略)	(略)	本明川	(略)	(略)	松浦川及び六角川	(略)	遠賀川	(略)
		改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、特別警戒水位及び水防警報	(略)	(略)	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、特別警戒水位及び水防警報	(略)	(略)	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、特別警戒水位及び水防警報	(略)	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、特別警戒水位及び水防警報	(略)

延岡河川国道事務所	延岡市	宮崎河川国道事務所	(略)	佐伯河川国道事務所	(略)	大分河川国道事務所	(略)	(略)	
延岡市	延岡市	宮崎市	(略)	佐伯市	(略)	大分市	(略)	(略)	
五ヶ瀬川	(略)	小丸川及び大淀川	(略)	番匠川	(略)	大分川(大分川ダム工事事務所の管轄区域を除く。)及び大野川	(略)	(略)	
改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、洪水特別警戒水位及び水防	(略)	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、洪水特別警戒水位及び水防警報	(略)	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、洪水特別警戒水位及び水防警報	(略)	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、洪水特別警戒水位及び水防警報	(略)	警報	

延岡河川国道事務所	延岡市	宮崎河川国道事務所	(略)	佐伯河川国道事務所	(略)	大分河川国道事務所	(略)	(略)	
延岡市	延岡市	宮崎市	(略)	佐伯市	(略)	大分市	(略)	(略)	
五ヶ瀬川	(略)	小丸川及び大淀川	(略)	番匠川	(略)	大分川(大分川ダム工事事務所の管轄区域を除く。)及び大野川	(略)	(略)	
改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、特別警戒水位及び水防警報	(略)	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、特別警戒水位及び水防警報	(略)	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、特別警戒水位及び水防警報	(略)	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、特別警戒水位及び水防警報	(略)		

(略)	川内川 河川事 務所	大隅河 川国道 事務所			
(略)	薩摩川 内市	鹿児島 県肝属 郡肝付 町			
(略)	(略)	肝属川	(略)	(略)	
(略)	(略)	川内川（鶴田ダム管 理所の管轄区域を除 く。） 水特別警戒水位及び水防 警報	(略)	改良工事、維持修繕その 他の管理、洪水予報、洪 水特別警戒水位及び水防 警報	警報

(略)	川内川 河川事 務所	大隅河 川国道 事務所			
(略)	薩摩川 内市	鹿児島 県肝属 郡肝付 町			
(略)	(略)	肝属川	(略)	(略)	
(略)	(略)	川内川（鶴田ダム管 理所の管轄区域を除 く。） 別警戒水位及び水防警報	(略)	改良工事、維持修繕その 他の管理、洪水予報、特 別警戒水位及び水防警報	(略)

改正案	現行
<p>（事業振興部の所掌事務）</p> <p>第二条 事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一十六（略）</p> <p>十六の二 雨水出水浸水想定区域に関する事 十七 五十一（略）</p> <p>（建設部の所掌事務）</p> <p>第三条 建設部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 二十五（略）</p> <p>二十六 洪水予報、水防警報その他水防に関する事 所掌に属するものを除く。） 二十七 四十七（略）</p> <p>（都市住宅課の所掌事務）</p> <p>第三十四条 都市住宅課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十六（略）</p> <p>十六の二 雨水出水浸水想定区域に関する事 十七 二十五（略）</p> <p>（河川管理課の所掌事務）</p> <p>第四十九条 河川管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 七（略）</p> <p>八 洪水予報、水防警報その他水防に関する事 に属するものを除く。） 九（略）</p>	<p>（事業振興部の所掌事務）</p> <p>第二条 事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一十六（略）</p> <p>十七 五十一（略）</p> <p>（建設部の所掌事務）</p> <p>第三条 建設部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 二十五（略）</p> <p>二十六 洪水予報、水防警報その他水防に関する事 二十七 四十七（略）</p> <p>（都市住宅課の所掌事務）</p> <p>第三十四条 都市住宅課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十六（略）</p> <p>十七 二十五（略）</p> <p>（河川管理課の所掌事務）</p> <p>第四十九条 河川管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 七（略）</p> <p>八 洪水予報、水防警報その他水防に関する事 九（略）</p>

